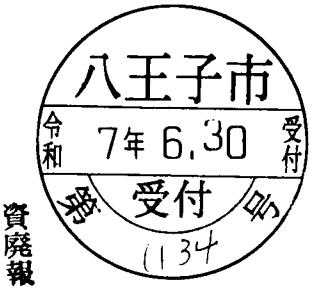
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 25日

八王子市長　　殿



提出者
住　所　東京都千代田区一番町6相模屋本社ビル６階
氏　名　福田道路㈱東京本店　取締役専務執行役員本店長　山本良司
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　03-6268-9217

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他、その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	R6相武国道事務所管内舗装修繕工事
事業場の所在地	東京都八王子市石川町2971-21
計画期間	令和７年４月１日～　令和８年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業　　06　総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高　2.6　億円
③従業員数	３名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ｱｽｺﾝ　ｶﾞﾗ　　再生処理業者へ委託　→　再生骨材として再資源化 ・汚泥　　中間処理業者へ委託　→　脱水ケーキとして再資源化

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）福田道路㈱東京本店組織図　　廃棄物担当組織人数　　6名

- 産業廃棄物処理計画総括責任者　　東京本店長
- 産業廃棄物処理計画作成部署　　安全環境部
- 産業廃棄物処理計画作成責任者　　安全環境部　部長東京担当
- 現場産業廃棄物処理担当者　　工事所長、工務担当2名
- 報告、更新担当者　　安全環境部　部長東京担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
排　　出　　量	3,813.50　t	1.00　t

（これまでに実施した取組）
・各産業廃棄物について、必要最低限にとどめるため、現地調査を入念に行っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
排　　出　　量	500.00　t	1.00　t

（今後実施する予定の取組）
・これまで通り、各産業廃棄物については、必要最低限の発生にとどめるように留意して現地調査を行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・「アスコンがら」が他の資材等と混ざることがないように分別する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・「アスコンがら」が他の資材等と混ざることがないように分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）
・特にありません。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）
・特にありません。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）
・特にありません。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）
・特にありません。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t

（これまでに実施した取組）
・特にありません。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t

（今後実施する予定の取組）
・特にありません。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
全処理委託量	3,813.50 t	1.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	3,813.50 t	1.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t

（これまでに実施した取組）
・再生資源化施設へ処理を委託。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃アスファルト	建設汚泥
全処理委託量	500.00 t	1.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	500.00 t	1.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t

（今後実施する予定の取組）
・今後についても、発生した各産業廃棄物については、再生利用ができる委託業者に処理を依頼するが、できるだけ優良認定業者へ委託する。

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。